

令和元年第4回（6月）佐渡市議会定例会会議録（第5号）

令和元年6月28日（金曜日）

議事日程（第5号）

令和元年6月28日（金）午後1時30分開議

- 第 1 議案第65号撤回の件
- 第 2 （総務文教常任委員会付託案件）
議案第56号、議案第59号、議案第66号、議案第69号、議案第70号、陳情第1号、陳情第9号、陳情第11号、陳情第13号
（市民厚生常任委員会付託案件）
議案第57号、議案第64号、議案第67号、議案第68号、議案第71号、陳情第14号
（産業建設常任委員会付託案件）
議案第58号、議案第60号から議案第63号まで、陳情第5号
- 第 3 発議案第6号
- 第 4 発議案第7号
- 第 5 議案第72号
- 第 6 議案第73号
- 第 7 議案第74号
- 第 8 委員会の閉会中の継続審査の件

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（22名）

1番	後藤 勇典 君	2番	伊藤 剛 君
3番	佐々木 ひとみ 君	4番	宇治 沙耶花 君
5番	室岡 啓史 君	6番	広瀬 大海 君
7番	上杉 育子 君	8番	稲辺 茂樹 君
9番	山田 伸之 君	10番	荒井 眞理 君
11番	駒形 信雄 君	12番	渡辺 慎一 君
13番	坂下 善英 君	14番	金田 淳一 君
15番	中村 良夫 君	16番	岩崎 隆寿 君
17番	佐藤 孝 君	18番	祝 優雄 君
19番	近藤 和義 君	20番	竹内 道廣 君
21番	中川 直美 君	22番	猪股 文彦 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した者

市長	三浦基裕君	副市長	藤木則夫君
教育長	渡邊尚人君	総務課長 (兼選挙委員会 管理委員長)	中川宏君
防災管財課長	甲斐由紀夫君	税務課長	斉藤昌彦君
企画課長	猪股雄司君	財政課長	磯部伸浩君
市民生活課長	後藤友二君	子ども若者課長	市橋法子君
高齢福祉課長	岩崎洋昭君	地域振興課長	山本雅明君
農林水産課長	市橋秀紀君	農業政策課長	金子聡君
建設課長	清水正人君	教育総務課長	渡邊裕次君
学校教育課長	山田裕之君	消防課長	菊池慎也君

事務局職員出席者

事務局長	村川一博君	事務局次長	本間智子君
議事調査係	梅本五輪生君	議事調査係	岩崎一秀君

午後 1時30分 開議

○議長（猪股文彦君） ただいまの出席議員数は22名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

議会運営委員長の報告

○議長（猪股文彦君） ここで、議会運営委員長より発言を求められておりますので、これを許します。
議会運営委員長、近藤和義君。

〔議会運営委員長 近藤和義君登壇〕

○議会運営委員長（近藤和義君） 昨日議会運営委員会を開催し、今期定例会の会期日程の変更について協議をしましたので、その結果について報告します。

議案第65号 財産の無償譲渡に係る相手方の変更について（伝統文化と環境福祉の専門学校）については、執行部から委員会審査においての指摘を踏まえ検討した結果、議案を撤回したいとの申し出を受け、これを了承しました。このことにより会期日程が変更となります。

お手元に配付した会期日程表をごらんください。本日は、この後まず議案の撤回の議事を行います。市長より説明を受けた後、質疑、採決を行います。その後各常任委員長の報告、質疑、討論、採決の後、発議案の上程、採決を行います。発議案の採決終了後に人事案件の上程、採決を行い、その後委員会の閉会中の継続審査の件について採決を行います。

報告は以上であります。

○議長（猪股文彦君） これで議会運営委員長の報告を終わります。

日程第1 議案第65号撤回の件

○議長（猪股文彦君） 日程第1、議案第65号撤回の件を議題といたします。

市長から撤回理由の説明を求めます。

市長、三浦基裕君。

〔市長 三浦基裕君登壇〕

○市長（三浦基裕君） それでは、本定例会に上程させていただきました議案第65号 財産の無償譲渡に係る相手方の変更について（伝統文化と環境福祉の専門学校）は、議会からのご意見、ご指摘を踏まえ、再検討させていただきました。本案は、既に無償譲渡を行った本施設について、同一グループ内の法人間の事業譲渡に伴い、無償譲渡に係る相手方の変更という形により議案を提案させていただきました。しかしながら、当初契約に至ったいきさつやその背景を踏まえ、市としての方針を再検討すべきと考え、本議案を撤回するものでございます。今後当該法人の運営方針や将来計画の考えなどを十分に確認しながら、議会とも協議を行い、市の方針を定めていきたいと考えておりますので、何とぞご承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（猪股文彦君） これより質疑に入ります。

議案第65号撤回の件についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（猪股文彦君） 質疑なしと認めます。

議案第65号撤回の件についての質疑を終結いたします。

これより議案第65号撤回の件について採決いたします。

議案第65号撤回の件については、これを承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（猪股文彦君） 異議なしと認めます。

よって、議案第65号撤回の件については、これを承認することに決定しました。

日程第2 （総務文教常任委員会付託案件）

議案第56号、議案第59号、議案第66号、議案第69号、議案第70号、陳情第1号、陳情第9号、陳情第11号、陳情第13号

（市民厚生常任委員会付託案件）

議案第57号、議案第64号、議案第67号、議案第68号、議案第71号、陳情第14号

（産業建設常任委員会付託案件）

議案第58号、議案第60号から議案第63号まで、陳情第5号

○議長（猪股文彦君） 日程第2、各常任委員会に付託した案件についてを議題といたします。

まず、総務文教常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長、佐藤孝君。

〔総務文教常任委員長 佐藤 孝君登壇〕

○総務文教常任委員長（佐藤 孝君） 委員会審査報告。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第109条及び第143条の規定に基づき報告します。

議案第56号 佐渡市税条例等の一部を改正する条例の制定について。本案は、平成31年3月29日に公布された改正地方税法のうち、同日付で専決処分した4月1日及び6月1日施行分以外の事項について、佐渡市税条例等の一部を改正するものであります。主な内容は、子供の貧困対策による個人市民税の非課税措置や、本年10月から施行される予定の消費税率の引き上げに伴う対応としての軽自動車税環境性能割の臨時的軽減などであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第59号 佐渡市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、関係法令の改正に伴い、住宅用防災警報器設置の免除に関する事項等を追加するため、佐渡市火災予防条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第66号 令和元年度佐渡市一般会計補正予算（第4号）について。本案は、令和元年度佐渡市一般会計予算について、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ1億3,736万1,000円を追加するものであります。主な内容は、国の制度改正に伴う事業の経費及び温泉管理運営事業などを予算計上するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

なお、産業建設常任委員会において付した意見は次のとおりであります。

意見。2款総務費、1項総務管理費、9目コミュニティ活動推進費、新たな地域活性化人材づくり推進事業。市内で意欲のある若者を公募し、市内で起業や佐渡の活性化を担う人材を創出するための教育プログラムを提供する新規事業であるが、教育プログラムを構築して事業を執行する体制が脆弱である。効果のある体制を再構築した後、当委員会に報告し、了承するまでは本事業の予算を執行しないことを求める。

議案第69号 佐渡市ケーブルテレビ施設羽茂地区改修工事第2期請負契約の締結について。本案は、佐渡市ケーブルテレビ施設羽茂地区改修工事第2期について、本年6月18日に執行した一般競争入札における落札者と請負契約を締結することについて、議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第70号 令和元年度佐渡市一般会計補正予算（第5号）について。本案は、令和元年度佐渡市一般会計予算について、既定の歳入歳出予算額からそれぞれ436万3,000円を減額するものであります。内容は、国民健康保険税の本算定に伴う特別会計繰出金を減額するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

陳情第1号 全国知事会の「米軍基地負担に関する提言」の主旨に基づいて、地方自治の根幹を脅かす日米地位協定の見直しを国に求める意見書を提出することを求める陳情。本陳情は、2018年10月、沖縄県名護市辺野古への新米軍基地建設に反対を掲げた知事を県民が選んだにもかかわらず、国はその民意を無視し工事を進めており、日米地位協定は日本国憲法の理念や地方自治の根幹をも揺るがしかねないとして、2018年7月に全国知事会が発表した「米軍基地負担に関する提言」の主旨を支持し、この提言が実現できるよう国に意見書を提出することを求めるものであります。審査の結果、その趣旨を採択すべきものとして決定しました。

陳情第9号 辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決すべきとする意見書の採択を求める陳情。陳情第11号 辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決すべきとする意見書の採択を求める陳情。以上2件の陳情は、2019年2月、沖縄県による辺野古新基地に伴う埋め立ての賛否を問う住民投票で投票総数の7割以上が反対の意思を示し、沖縄県知事選挙でも示された民意とあわせ、民意に沿った解決を緊急に行う必要があるにもかかわらず新たな基地建設が行われていることは、憲法が規定する法のものとの平等の理念から看過できない重大な問題であるとして、国民的議論により民主主義及び憲法に基づき公正に解決すべきとする意見書を政府に提出することを求めるものであります。審査の結果、その趣旨を採択すべきものとして決定しました。

陳情第13号 米軍普天間飛行場の辺野古移設を促進する意見書に関する陳情。本陳情は、米軍普天間飛行場の建設以来、宜野湾市民が基地被害にさらされ続けてきたが、沖縄県知事や移設反対派の人々は、普天間飛行場の危険性を除去する対策を持ち合わせていないにもかかわらず、辺野古移設反対を声高に叫んでおり、普天間飛行場の危険性除去という宜野湾市民の切なる希望が顧みられていないことから、宜野湾市民の安全な生活を確実に守るには、普天間飛行場を名護市辺野古地区に移設するしかないとして、普天間飛行場の名護市辺野古地区への移設を促進する意見書を政府に提出することを求めるものであります。審査の結果、その趣旨を採択すべきものとして決定しました。

以上です。

○議長（猪股文彦君） 以上で総務文教常任委員長の報告は終わりました。

これより議案第66号 令和元年度佐渡市一般会計補正予算（第4号）についてに関する委員長質疑に入ります。

中川直美君の質疑を許します。

中川直美君。

○21番（中川直美君） 予算の分割審査をしているもので、当委員会、私の委員会ではわからないので、産業建設常任委員長に聞くことになるかと思いますが、先ほど読んだ意見の中にあるように、当委員会に報告し、了承するまでは本事業の予算を執行しないことを求めるという非常に穏やかでない意見がついてるので聞くわけでありますが、この新たな地域活性化人材づくり推進事業でつけた産業建設常任委員会の意見は具体的にどういうことを言っているのか。つまり補正予算を通すけど執行するなということなのだけれども、どういうことなのか。

そもそもこれは新年度予算の新規事業なのかなというふうにも思うわけなのですが、これはもともと説明をされていたものなのか。

そして最後に、結論的に言うと条件付きの賛成となっているように思うのですが、それでいいのかということです。

○議長（猪股文彦君） 答弁を許します。

産業建設常任委員長、渡辺慎一君。

○産業建設常任委員長（渡辺慎一君） それでは、中川直美議員の質問にお答えいたします。

当委員会で意見に付したとおり、市内で教育プログラムを提供し、佐渡の活性化等を担う人材を創出するための新規事業として予算の提案があったものでございますが、佐渡市の地域づくりアドバイザーとなっている方が所属する事業者と契約を締結し、事業を実施していきたいとの説明がございました。このことは、アドバイザー自身の会社の利益誘導のために企画したものではないかとの懸念が払拭されなかったことから、当委員会が了承するまで執行を停止するよう意見をつけたものであります。

以上でございます。

○議長（猪股文彦君） 中川直美君。

○21番（中川直美君） そうすると、令和元年度の新年度予算の新規事業だったということはわかりましたが、もともと国の補助事業を申請をしているわけで、今回採択されたからということなのだろうけれども、新年度事業の説明には載っていたものなのですか、どうなのか。

それともう一つは、今答弁ありましたし、意見にもついています。何が問題かということ、執行体制と、こうなっている。今のお話を聞くと、法的には問題ないのだろうけれども、アドバイザーか何かは我田引水みたいに見えるのでよろしくないということのようなのですが、具体的にはどうなのか。

3点目、もうポスターとか出回っていて事実上予算は執行されているのではないですか。

○議長（猪股文彦君） 渡辺産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（渡辺慎一君） 遅れた理由といたしますか、新年度予算になぜ計上しなかったか、このことに関しましては、執行部からの説明は、国のほうで採択されたのが後ろのほうにずれ込んだので、この補正に上げてきたという説明でございました。

それから、既に決定しているのではないか、そのことに関しましても委員会では、そういう疑義といたしますか、そういう意見がございまして、しかしながらほかにまだまだアドバイザーが講師に入ってくるといふこと以外にも公募の仕方が、30名の公募でございすけれども、やり方について、例えば事業所とか団体あたりに、佐渡を今後活性化してくれそうな年齢の方で期待ができる者を何々団体は3名出してください、あるいは何という事業所に若手でやる気のある方がいたら2名出してくださいというような、単純に公募するのではなくて、そういうことも必要ではないかというようなことも含めまして、その他もろもろあるのでございすけれども、そういうこともございまして、当委員会をきちっと納得させるまでは予算の執行はとどめるようにとの意見でございす。

○議長（猪股文彦君） 中川直美君。

○21番（中川直美君） あなたの委員会に出された資料を拝見をいたしますと、スケジュールとしてもう既に7月から始めるみたいな形になっていないですか。もうすぐ7月ですから、事実上これは動いているのではないか。あなた方が物騒な、本事業の予算を執行しないことを求めるとは言うものの、もう後戻りができない事業になっているのではないのでしょうか。国の事業採択との関係も含めて言うとうどうですか。

2点目、私は総務文教常任委員会なのですが、あなたの委員会の資料を見ますと、来年以降は離島活性化交付金、総務文教常任委員会のほうは離島活性化交付金の枠がないので、自主防災の公民館を直せないとか、そういうような議論になっているわけなのですが、1,045万1,000円、これを離島活性化交付金というのだったらやっぱり島の活性化と思うのだけれども、この辺も含めてどのように審査をされたのかお答え願いたい。

○議長（猪股文彦君） 渡辺産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（渡辺慎一君） 総務省が採択された金額というのは1,000万円でありまして、佐渡市の持ち出しが約45万円でございます。

後戻りできない、もう既に走っているのではないかということでございすますが、そういうこともあるかもしれませんが、当委員会としましては、そうであったとしても我が委員会の先ほど申し上げましたもろもろのことをきちっと説明し切れなければ予算を使うことは許せないという意見であります。

それから、この過疎地域等自立活性化推進交付金は、令和元年度1年限りであり、令和2年度から3年間は離島活性化交付金を活用する予定であるとの説明もございました。当委員会においても、2年目以降に離島活性化交付金を活用することにも疑念を抱いている意見が相次いでおります。

ということで、以上です。

○議長（猪股文彦君） 以上で議案第……

〔「議長、議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（猪股文彦君） 稲辺茂樹君。

○8番（稲辺茂樹君） 今産業建設常任委員長のご答弁の中に……

〔「マイク、マイク」と呼ぶ者あり〕

○議長（猪股文彦君） マイクが入っていないようなので。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○ 8 番（稲辺茂樹君）

（下

線部分は議長職権により発言取消し）

○議長（猪股文彦君） 暫時休憩します。

午後 1時51分 休憩

午後 1時53分 再開

○議長（猪股文彦君） 再開します。

稲辺茂樹君の議事進行発言につきましては、産業建設常任委員長の委員長質疑に対する答弁と議事進行の進め方とは直接合致しないので、このまま議事は進めます。

次に……

〔「議長、議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（猪股文彦君） 議事進行。

稲辺茂樹君。

○ 8 番（稲辺茂樹君）

（下線部分

は議長職権により発言取消し）

○議長（猪股文彦君） 以上で議案第66号に関する委員長質疑を終結いたします。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（猪股文彦君） 中川直美君。

○21番（中川直美君） ただいまの議事進行発言は、議事録に残るのですか、残らないのですか。議長の見解を教えてください。残るのだとすれば……

○議長（猪股文彦君） 残ります。

〔「削除しなきゃだめだよ、後日。こんなルールでいいのか。削除しないとだめだよ、こんなの」と呼ぶ者あり〕

○議長（猪股文彦君） 暫時休憩します。

午後 1時55分 休憩

午後 2時13分 再開

○議長（猪股文彦君） 再開します。

ただいま稲辺茂樹君、中川直美君から議事進行発言がありましたが、議事進行に値しないと判断し、議

長において後日削除いたします。(当該箇所286頁の下線部)

これより議案第66号 令和元年度佐渡市一般会計補正予算(第4号)についての採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(猪股文彦君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、陳情第1号 全国知事会の「米軍基地負担に関する提言」の主旨に基づいて、地方自治の根幹を脅かす日米地位協定の見直しを国に求める意見書を提出することを求める陳情についての討論に入ります。

中川直美君の賛成討論を許します。

中川直美君。

〔21番 中川直美君登壇〕

○21番(中川直美君) ただいま議題となっています陳情第1号、いわゆる米軍基地の地位協定の見直しに関するものであります。

先ほど読んでいただいたとおり、中身は一般的に大したものではないのです。昨年、ここに書いてあるように、全国の知事会が日米地位協定の改定を知事会として決めたというものです。参議院の調査によりますと、現在7都道府県123市町村の計130自治体では、もう既に同じような中身が採択をされているというものであります。

東京新聞の社説、6月3日付ですが、日米地位協定不平等を放置するなということが書かれております。「日米地位協定の不条理がより鮮明になった。沖縄が2年かけて」云々ということで書いてあります。具体的に、ではどんなことを全国の知事会が提言しているかということ、これだけのものです。何か誤解があると困るので、はっきり言っておきますが、米軍基地の存在が航空機の騒音、米軍人等による事件、事故、環境問題等により、基地周辺の住民の安全、安心を脅かし、基地所在自治体に過大な負担を強いている側面があるということで、記、1つ、低空飛行については事前にちゃんとやるように。2つ目、地位協定の抜本見直しは、航空法や環境法令など国内法が今適用されていませんから、諸外国のように適用させること。3つ目、米軍人等による事件、事故に対して具体的な措置、いわゆる日本の法律できちんと裁けるように。4つ目、施設ごとに必要性や使用状況等を点検した上で基地の整備をしてくれという、これだけであります。何も出ていけとかなんとかという中身ではありません。この後辺野古の問題もありますが、今回の地位協定は全国知事会のものですが、後段の辺野古になりますと、やっぱりどうすれば沖縄県だけではなくて日本全国で深く考えてもらえるのか、その手段の一つとして全国に出しているという、連動していますが、そういう中身であります。

以上、中身はこういうことなので、ぜひ賛同をお願いしたいというふうに思います。

○議長(猪股文彦君) 以上で中川直美君の賛成討論は終わりました。

陳情第1号についての討論を終結いたします。

これより陳情第1号 全国知事会の「米軍基地負担に関する提言」の主旨に基づいて、地方自治の根幹

を脅かす日米地位協定の見直しを国に求める意見書を提出することを求める陳情についての採決を行います。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は趣旨採択であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（猪股文彦君） 起立少数。

よって、本案は否決されました。

次に、陳情第9号 辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情についての討論に入ります。

荒井眞理さんの賛成討論を許します。

荒井眞理さん。

〔10番 荒井眞理君登壇〕

○10番（荒井眞理君） 無党派無所属の荒井眞理です。陳情第9号 辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情、陳情第11号 辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情の賛成討論を行います。

この2つの陳情の趣旨は3つです。1つ目は、辺野古新基地建設工事を直ちに中止し、普天間基地の運用を停止すること。2つ目、全国の市民が責任を持って米軍基地が必要か否か、普天間基地の代替施設が日本国内に必要か否か、当事者意識を持った国民的議論を行うこと。3、国民的議論において普天間基地の代替施設が国内に必要だという結論になるなら、沖縄の歴史及び米軍基地の偏在に鑑み、沖縄以外の全国の全ての自治体をひとしく候補地とし、民主主義及び憲法の規定に基づき、一地域への一方的な押しつけとならないよう、公正で民主的な手続により解決することです。

去る6月23日は、1945年の沖縄戦の終結を覚える慰霊の日でした。歴史を振り返ると、沖縄戦では一般民衆が巻き込まれ、12万人以上の方々の命が失われました。今でこそ戦争では民間人の命を狙ってはいけない国際条約ができましたが、沖縄戦では子供たちも本土防衛のため日本軍に加勢させられ、一緒になって攻撃を受けました。沖縄戦でそのような悲惨な戦いを展開したのは、少しでも本土決戦の日を延ばす作戦からでした。ですから、沖縄戦は沖縄だけの問題ではありません。ここが私たちがまず立たなければならない位置、沖縄、あっちの問題ではないということです。そして、結果として負けた沖縄戦。その責任は、沖縄県民にはありません。しかし、その後さらにアメリカの支配下に置かれ、基地が沖縄に集中しました。1972年に日本に復帰した後も米軍基地は残りました。米軍基地が存在することで、戦後74年にわたる終わりの見えない不平等と悲惨、基地の存在そのものの危険、事故の危険、軍用機の轟音による昼夜を問わない騒音被害、人権、特に女性たちの人権の搾取、これら悲惨な状況を沖縄だけが負うのは法のものとの平等違反です。

民主主義と憲法に基づいた公正な解決を求めるとのこの叫びが沖縄から真剣に訴えられています。世の中では、武力で国を守るべきとの考えもあります。しかし、一たび武力抗争になってしまえば、守るだけでなく負けの大きなリスクがあるということは現在の沖縄が示していることです。沖縄戦で日本は負けましたが、そのあげくあらゆる矛盾を押しつけられ続けています。私たちは、涼しい顔もせず、逃げ出しもせず、沖縄から本土側に呼びかけられている陳情の意味を深く受けとめようではありませんか。

これで賛成討論を終わります。

○議長（猪股文彦君） 以上で荒井真理さんの賛成討論は終わりました。

陳情第9号についての討論を終結いたします。

これより陳情第9号 辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情についての採決を行います。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は趣旨採択であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（猪股文彦君） 起立少数。

本案は否決されました。

次に、陳情第11号 辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情についての採決を行います。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は趣旨採択であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（猪股文彦君） 起立少数。

本案は否決されました。

次に、陳情第13号 米軍普天間飛行場の辺野古移設を促進する意見書に関する陳情についての採決を行います。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は趣旨採択であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（猪股文彦君） 起立多数。

本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、ただいま議決いたしました議案第66号、陳情第1号、陳情第9号、陳情第11号及び陳情第13号を除く総務文教常任委員会付託案件について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（猪股文彦君） 異議なしと認めます。

本案は原案のとおり可決されました。

次に、市民厚生常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

市民厚生常任委員長、荒井眞理さん。

〔市民厚生常任委員長 荒井眞理君登壇〕

○市民厚生常任委員長（荒井眞理君） 委員会審査報告。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第109条及び第143条の規定に基づき報告します。

議案第57号 佐渡市子ども若者相談センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、子ども若者相談センターで実施している障害児相談支援事業について、当該事業を実施する民間事業所が複数設置されたことに伴い、直営による事業を行わないこととするため、佐渡市子ども若者相談センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第64号 財産の無償貸付について（新穂潟上温泉）。本案は、新穂潟上温泉について、今後においても市民の福祉の向上に資するため、選定事業者である合同会社湯らくに無償貸付をすることについて、議会の議決を求めるものであります。審査の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものとして決定しました。

なお、本委員会において付した意見は次のとおりであります。

意見。新穂潟上温泉のみならず、温泉、入浴施設に対する市の方針に一貫性が見られない。よって、市においては方針を明確にするために、早急に温泉・入浴施設に関するビジョンを策定されたい。また、今後においては休館などの事態によって市民生活に影響を生じさせないよう、市としての責務を果たされたい。

議案第67号 令和元年度佐渡市介護保険特別会計補正予算（第2号）について。本案は、令和元年度佐渡市介護保険特別会計予算について、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ168万9,000円を追加するものであります。内容は、10月からの介護報酬改定に伴うシステム改修委託料の増額であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第68号 佐渡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、国民健康保険被保険者の前年所得の確定により行った本算定の結果を受けて、保険税の税率等を改めるため、佐渡市国民健康保険税条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第71号 令和元年度佐渡市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について。本案は、令和元年度佐渡市国民健康保険特別会計予算について、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ7,134万8,000円を追加するものであります。内容は、国民健康保険税の本算定等に伴うものであります。審査の結果、原案どおり

可決すべきものとして決定しました。

陳情第14号 新穂潟上温泉早期再開についての陳情。本陳情は、伝統ある新穂潟上温泉が閉館という状況が続いていることに強い危機感を覚えており、地元のみならず島内各地の温泉愛好者や観光交流の関係者からも早期再開を要望する声が多く寄せられていることから、新穂潟上温泉が早期に再開することを求めるものであります。審査の結果、採択すべきものとして決定しました。

なお、本陳情は、市長へ送付し、その処理の経過及び結果の報告を請求すべきものとして決定しました。以上です。

○議長（猪股文彦君） 以上で市民厚生常任委員長の報告は終わりました。

これより議案第57号 佐渡市子ども若者相談センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてに関する委員長質疑に入ります。

中川直美君の質疑を許します。

中川直美君。

○21番（中川直美君） この件については、上程のときにもお尋ねしておいたものなので、改めてそのことを確認したいということでもあります。ここに書いてあるとおり、専門員もいないので、民間に障害児童相談事業をやって、市の直営はやめるということになるのだろうかというふうに私は思います。三浦市政では子育てが一番ということやってきたので、それにも私は反するのかなというふうに思うので、そのところを聞きたいと思うのです。つまり今介護保険に倣って保育も障害児も何もかも報酬でやる。これも報酬でやることに向かっていきますが、そういう意味でいうと、法的責任の放棄にならないのか。例えばこれは2018年10月9日、京都の新聞ですが、障害者の相談事業所でも廃業と、つまり報酬でやらなければならない。県内は、令和元年6月1日現在では10市町村でも直営でやっている。何も私は佐渡から直営をなくする必要はないと思うのですが、その辺はどのように審査をされたのかお尋ねします。

○議長（猪股文彦君） 答弁を許します。

荒井市民厚生常任委員長。

○市民厚生常任委員長（荒井真理君） お答えします。

まず、端的にこれが法的な役割の放棄にならないかということですが、そうはならないという当委員会の判断です。市として直営はやめますが、これは島内に障害児童相談支援事業所が民間で2つ開設されており、それぞれに専門職員がおられ、児童発達支援につながる計画作成を行います。年間50人の就学前の子供たちの相談があるということですが、人数としてはこの2つの民間事業所で十分に相談を受けられることを確認しています。また、佐渡市も児童発達支援事業は展開しており、その観点からも一緒にかかわることを確認しています。よって、法的役割の放棄にはならないと判断しております。

○議長（猪股文彦君） 中川直美君。

○21番（中川直美君） 議案からずらすつもりはないのですが、2012年に障害者自立支援法、いわゆる障害者総合支援法ができて、そのときに障害者の問題が、いろんな騒ぎがあったのです。実質この相談支援事業所でやるのは、介護保険でいうケアプランに相当するわけです。法的責任の放棄にならないのだったら、ほかのやつもみんな民間にやったほうが有効になるのではないかと。私は、民間が悪いというのではないのです。県内の市町村の中でも直営でやっているところはまだ10市町村ある。民の力もかりるし、公立は公

立でしっかり法的責任を果たしていく。果たせないのは何かといたら専門員がないという。だったら雇えばいい。そもそも佐渡市の合併は、専門員をつくるということだったので、私はその辺、今はいいけれども、介護保険を見てもわかるように公的責任の後退につながると私は思いますが、いかがですか。

○議長（猪股文彦君） 荒井市民厚生常任委員長。

○市民厚生常任委員長（荒井真理君） 個人的にはそういうふうに使われるということで、いろいろ考えはあるのだと思います。この障害児相談支援事業というのは、そもそも設置しているのは県で、県の指導のもと佐渡市も民間とともにやるということです。

○議長（猪股文彦君） 以上で議案第57号に関する委員長質疑を終結いたします。

これより議案第57号 佐渡市子ども若者相談センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての採決を行います。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（猪股文彦君） 起立多数。

本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第64号 財産の無償貸付について（新穂潟上温泉）に関する委員長質疑に入ります。

中川直美君の質疑を許します。

中川直美君。

○21番（中川直美君） これは、2月議会の当初予算のときも聞いていますので、改めて聞きますが、以前ボイラーとか、今後の景気がどうなるかわからないけれども、契約案件を出してきたということになっていたわけですが、その辺の契約上の問題はクリアされているのかが1つ。

もう一つは、意見がついているように、もともとは市のビジョンがないことによって混乱を引き起こしていると私も思うのですが、少なくとも現在の状況では、ほかの施設と同じような条件、公平性のもとでしっかり今回出されているというふうに私は理解をしているのですが、そういう理解でよろしいですか。

○議長（猪股文彦君） 答弁を許します。

荒井市民厚生常任委員長。

○市民厚生常任委員長（荒井真理君） 2月議会に提案されましたときには、ボイラーに関しては事業者が設置するということが契約に盛り込まれていましたが、今回、ボイラーは現在ある灯油ボイラーを使うということで、前回とは大きく契約の内容は異なっております。

それから、ビジョンがないことが問題であると2月の議会するときにも当委員会では問題になりましたけれども、公平な内容の担保としてはビジョンは必要だと考えております。

○議長（猪股文彦君） 中川君、いいですか。

○21番（中川直美君） いい。

○議長（猪股文彦君） 以上で議案第64号に関する委員長質疑を終結いたします。

これより議案第64号 財産の無償貸付について（新穂潟上温泉）についての討論に入ります。

室岡啓史君の賛成討論を許します。

室岡啓史君。

〔5番 室岡啓史君登壇〕

○5番（室岡啓史君） 政風会の室岡啓史でございます。議案第64号 財産の無償貸付について（新穂潟上温泉）について、賛成の立場から討論いたします。

本案は、2月末をもって新穂潟上温泉の営業を終了せざるを得なくなった状況から、合同会社湯らくに無償貸し付けすることで温泉の営業再開をしていただくための議案であります。去る2月議会では、新穂潟上温泉（財産の無償貸付）についての議案は、賛成7、反対12により否決されました。下記3つの観点から今回こそは可決すべきものと強く訴えます。1点目、無償譲渡と無償貸し付けとは違うということです。貸し付けであれば、2年間の契約期間で返還をすることもできるということです。したがって、長期間にわたる継続した運営を行うことができるのか、すなわち経営についてまでの委員会審査は踏み込み過ぎであると思います。2月に行われた佐渡市入浴施設の貸与事業者選定に係るプロポーザル審査会で既に合格点の60点以上を得ているわけですから。2点目、新穂潟上温泉を稼働させることで維持管理に関する佐渡市の負担を軽減することができるということです。今回の補正予算の中には、新穂潟上温泉の施設維持のために約160万円を佐渡市が負担する予算が計上されております。もしも4月から稼働していただくことができれば、約160万円の予算計上は不要であったということになります。3点目、夏のトップシーズン前に営業を再開していただくことで、地元の方のみならず観光、帰省のお客さまにも利用していただけるということです。もしも2月議会に可決されていれば、4月上旬ごろから新穂潟上温泉の営業は再開することができ、平成から令和への10連休を迎えることができました。徐々に忙しくなり、8月のトップシーズンにも備えることができたということになります。遅くとも7月下旬から営業を再開するに当たり、本議会は文字どおりのラストチャンスと言えます。以上3点が賛成理由です。

2月議会での反対理由は、議員それぞれだとは思いますが、執行部の皆さんには公平性を保つことの必要性、説明責任を果たすことの重要性をいま一度認識していただきたいと思います。説明を口頭のみで済ませるといった傾向が余りに強いと感じます。説明資料を作成し、口頭と図示による丁寧な説明で議員に理解を求める姿勢が必要であると強く指摘します。執行部の議会への説明は、民間でいえばプレゼンテーションなのですから。

私は、佐渡市温泉ビジョン（仮称）の策定を意見します。例えば2030年までに地域包括ケアの4圏域に公共的な温泉入浴施設をそれぞれ1つ程度残すものとするといった指針が必要だということです。2月議会の段階で、本議案に対して公共的な温泉施設はもう必要ないという考えでの反対があれば、それはわかります。しかしながら、執行部の説明に疑義があるという理由で反対したのであれば、それは違うと思います。意見をつけて賛成すればいいと私は思います。否定は全否定と同じことです。議案否決され、新穂潟上温泉の運営が停止したことによって、市民の皆さんにご迷惑をおかけしているということだと私は思います。

毎回申し上げているとおりですが、最後に一議員として、予算審査も決算審査も条例審査も、全ての議案審査は佐渡市政に対する全否定ではなく、部分否定にとどめることで執行部への改善を促していくべきであると強く主張して、結びといたします。

議員の皆様方におかれましては、同じ轍を踏むことのなきよう、良識ある平和で冷静なご判断により賛成をお願いいたします。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（猪股文彦君） 以上で室岡啓史君の賛成討論は終わりました。

議案第64号についての討論を終結いたします。

これより議案第64号 財産の無償貸付について（新穂潟上温泉）の採決を行います。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（猪股文彦君） 起立多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第71号 令和元年度佐渡市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてに関する委員長質疑に入ります。

中川直美君の質疑を許します。

中川直美君。

○21番（中川直美君） またやるのかという話がありますが、これで最後だと思います。さっきの討論よりはいいと思いますが。

幾つか聞きます。1つは、これも上程のときに聞いておきました。広域化によって保険者努力支援制度、ご承知のとおり県の主体になって2年目です。国の予算そのものも全国で840億円だったものが70億円ふえて910億円というふうになつていっているのです。今回のこの予算の大もとになった佐渡市の事業運営の計画書を見てもそのことが明記をされていて、県の指針に基づいてやるというふうになつていっているのですが、具体的にはどのような健康増進やいろんなことがされていますか。先ほど言った温泉もそうだし、地域の体育館で介護になる前に、病気になる前に一生懸命やるというのは、もう総合的なことをやれと国は言っているわけなのですが、その辺はどのようになつていっていますか。

○議長（猪股文彦君） 答弁を許します。

荒井市民厚生常任委員長。

○市民厚生常任委員長（荒井眞理君） まず、具体的に今お聞きの保険者努力支援制度ですけれども、これに関する予算はこの補正予算の中には入っておりません。当初予算で県からの歳入として組まれたとおりの2,383万円で、補正には何も変化はありません。しかし、2月議会に示された、今議員がおっしゃられました今年度の佐渡市国民健康保険事業計画に書かれていますが、保険者努力支援制度については、目下の取り組みとしては特定健診の受診数を上げること、メタボリック症候群のような生活習慣病による肥満や高血圧などの重症化を予防する取り組みに重点が置かれています。これは、平成30年度からの取り組みですので、今後はこれを広く浸透させ、効果が数字にあらわれるのはすぐではない、時間がかかるけれども、これを広く浸透させるということです。また、来年度からは国保事業を介護予防と一緒に取り組むことが決まっていることから、高齢者対象の取り組みを進めておられますが、高齢者になってから健康寿命

への取り組みを始めることには困難もあり、さらに佐渡市は65歳以上の人口はまだ多い現状ですので、その方々への予防として健康地域づくりの取り組みにも保険者努力支援制度交付金を充ててやりたいという説明がありました。

以上です。

○議長（猪股文彦君） 以上で……

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（猪股文彦君） まだですか。

中川直美君。

○21番（中川直美君） 真面目にやりませんか。

インセンティブのことは前から言われていて、これは実際支援制度として云々というのものもあるのだけれども、もともと国保はインセンティブ、佐渡市もインセンティブというのが好きなのだけれども、国の書いたものによれば、個人や保険者の取り組みを促すインセンティブのあるあれが重要だということになっていて、先ほど委員長が言ったように、さっきの障害者自立支援もそうだけれども、医療も介護もがちゃがちゃにしておもうという流れの一つだと私は思っているのだけれども、事実上今回が当初予算ですから、国保は。もともと前は臨時会でやっていたのが、何か6月の中につけ足すようになって、まともに議論がされなくなっているのですが、そこの辺は国保運営協議会あたりでどのような議論がされていますか。

○議長（猪股文彦君） 荒井市民厚生常任委員長。

○市民厚生常任委員長（荒井真理君） インセンティブの部分につきましては、まずその評価内容というのは国が大幅に変えているということで、なかなかまた不透明な部分があり、はっきりこれがこれこれこれで、こうインセンティブになりますというものを示せるものではないということです。後段の部分について、私どもは特に話し合ったり、審査はしておりません。

○議長（猪股文彦君） 中川直美君。

○21番（中川直美君） 委員長も言ったように、もう既に先取りをしているところがいっぱいあって、いいか悪いかは別にしまして、まさに介護や医療との関係で保険事業計画そのものが全体として予算に反映されるという仕組みになっている中で、一般会計から繰入れて保健事業を増進している、そのことによって医療費を下げているというところもあるわけで、そういった取り組みについては議論しなかったということよろしいですね。

○議長（猪股文彦君） 荒井市民厚生常任委員長。

○市民厚生常任委員長（荒井真理君） 先ほど冒頭にもご説明しましたけれども、今回の補正予算の中にこの予算が入っていたというわけではないので、深く審査はしておりません。

○議長（猪股文彦君） 以上で議案第71号に関する委員長質疑を終結いたします。

これより議案第71号 令和元年度佐渡市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についての採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（猪股文彦君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、ただいま議決いたしました議案第57号、議案第64号及び議案第71号を除く市民厚生常任委員会付託案件について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（猪股文彦君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、産業建設常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

渡辺産業建設常任委員長。

〔産業建設常任委員長 渡辺慎一君登壇〕

○産業建設常任委員長（渡辺慎一君） 委員会審査報告。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第109条及び第143条の規定に基づき報告します。

議案第58号 佐渡市離島振興対策実施地域の企業支援に係る税制上の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、離島振興法に規定する地方税の課税免除に伴う減収補填の適用期間が延長されたことから、同法の適用を受けている本条例の適用期限を延長するため、佐渡市離島振興対策実施地域の企業支援に係る税制上の特別措置に関する条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定いたしました。

議案第60号 公有水面埋立てに係る意見について（高瀬地内）。本案は、高瀬地内において、主要地方道佐渡一周線拡幅工事に必要な道路施設用地等を新潟県が造成するため、公有水面を埋め立てることについて新潟県知事から意見を求められており、異議のない旨答申することについて、議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定いたしました。

議案第61号 新たに生じた土地の確認について（原黒・住吉地内）、議案第62号 字の変更について（原黒・住吉地内）。上記2議案は、原黒、住吉地内において、新潟県が施工した主要地方道佐渡一周線の道路改築工事が完了したことにより、新たに生じた土地を確認すること及び当該土地を編入するために字の区域を変更することについて、議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定いたしました。

議案第63号 公の施設に係る指定管理者の指定について（トキ交流会館）。本案は、トキ交流会館の指定管理者として合同会社トキの会を指定することについて、議会の議決を求めるものであります。指定の期間は、令和元年10月1日から令和4年3月31日までの2年6カ月間で、その指定管理料の上限は2,130万円であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定いたしました。

陳情第5号 長時間労働もハラスメントもない人間らしい働き方の実現を求める意見書の提出を求める陳情。本陳情は、昨年6月、高度プロフェッショナル制度創設など働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律が可決し、改正前でも問題のあった日本の労働者の働き方をさらに劣化させることに

なるほか、裁量労働制の拡大の再検討や解雇の金銭解決制度の議論など、働く人の生命と権利がかつてないほど侵害されようとしていることから、労働時間の規制と安定した雇用の確保などのルールの確立を実現するための意見書を国に対して提出することを求めるものであります。審査の結果、その趣旨を採択すべきものとして決定いたしました。

以上であります。

○議長（猪股文彦君） 以上で産業建設常任委員長の報告は終わりました。

これより産業建設常任委員会付託案件について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（猪股文彦君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3 発議案第6号

○議長（猪股文彦君） 日程第3、発議案第6号 意見書の提出についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

祝優雄君。

〔18番 祝 優雄君登壇〕

○18番（祝 優雄君）

発議案第6号

新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出について

上記の議案を別紙のとおり佐渡市議会会議規則第14条の規定により提出する。

令和元年6月28日

佐渡市議会議長 猪 股 文 彦 様

提出者	佐渡市議会議員	祝	優 雄
賛成者	〃	佐 藤	孝
	〃	岩 崎	隆 寿
	〃	中 村	良 夫
	〃	竹 内	道 廣
	〃	山 田	伸 之
	〃	近 藤	和 義
	〃	坂 下	善 英

新たな過疎対策法の制定に関する意見書

過疎対策については、昭和45年に「過疎地域対策緊急措置法」が制定されて以来、4次にわたる特別措置法の制定により、総合的な過疎対策事業が実施され、過疎地域における生活環境の整備や産業の振興など一定の成果を上げたところである。

しかしながら、依然として多くの集落が消滅の危機に瀕している。また、森林管理の放置による森林の荒廃や度重なる豪雨・地震等の発生による林地の崩壊、河川の氾濫などが全国で多発しており、極めて深刻な状況に直面している。

過疎地域は、我が国の国土の過半を占め、豊かな自然や歴史・文化を有するふるさとの地域であり、都市に対する食料・水・エネルギーの供給、国土・自然環境の保全、いやしの場の提供、災害の防止、森林による地球温暖化の防止などに多大な貢献をしている。このような多面的・公益的機能は国民共有の財産であり、過疎地域の住民によって支えられてきたものである。

現行の「過疎地域自立促進特別措置法」は令和3年3月末をもって失効するが、過疎地域が果たしている多面的・公益的機能を維持していくためには、引き続き、過疎地域に対して総合的かつ積極的な支援を充実・強化し、住民の暮らしを支えていく政策を確立・推進することが重要である。

当市においても、人口の減少に歯止めがかからず、あらゆる分野において担い手不足が深刻化している状況である。今日までも特別措置法による財源等の支援を受け対策を講じているところであるが、ますます深刻化していく課題を解決していくためには、支援の継続は元より、より一層の支援の充実を求めるところである。

過疎地域に住み続ける住民が安心・安全に暮らせる地域として健全に維持されることは、同時に、都市をも含めた国民全体の安心・安全な生活に寄与するものであるため、継続的かつ総合的な過疎対策を充実強化させることが必要である。

よって、国においては、新たな過疎対策法を制定することを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議員各位の賛同をお願いいたします。

○議長（猪股文彦君） ただいま議題となっております発議案第6号については、佐渡市議会会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（猪股文彦君） 異議なしと認めます。

よって、発議案第6号については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより発議案第6号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出についての採決を行います。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（猪股文彦君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 発議案第7号

○議長（猪股文彦君） 日程第4、発議案第7号 佐渡市議会政治倫理に関する特別委員会の設置についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

祝優雄君。

〔18番 祝 優雄君登壇〕

○18番（祝 優雄君）

発議案第7号

佐渡市議会政治倫理に関する特別委員会の設置について

上記の議案を別紙のとおり佐渡市議会会議規則第14条の規定により提出する。

令和元年6月28日

佐渡市議会議長 猪 股 文 彦 様

提出者	佐渡市議会議員	祝	優	雄
賛成者	〃	佐	藤	孝
	〃	岩	崎	隆
	〃	中	村	良
	〃	竹	内	道
	〃	山	田	伸
	〃	近	藤	和
	〃	坂	下	善

佐渡市議会政治倫理に関する特別委員会の設置について

佐渡市議会委員会条例第6条の規定により、次のとおり特別委員会を設置する。

記

1 特別委員会の名称

佐渡市議会政治倫理に関する特別委員会

2 付託事件

佐渡市議会の政治倫理に関すること

3 委員の定数

9人

4 期間

上記付託事件の審査又は調査が終了するまでの期間とし、議会閉会中も活動を行う

5 費用

予算の範囲内

以上であります。議員各位のご賛同をお願いいたします。

○議長（猪股文彦君） ただいま議題となっております発議案第7号については、佐渡市議会会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（猪股文彦君） 異議なしと認めます。

よって、発議案第7号については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより発議案第7号 佐渡市議会政治倫理に関する特別委員会の設置についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（猪股文彦君） 異議なしと認めます。

本案は原案のとおり可決されました。

佐渡市議会政治倫理に関する特別委員会委員の選任

○議長（猪股文彦君） これより佐渡市議会政治倫理に関する特別委員会委員の選任を行います。

佐渡市議会政治倫理に関する特別委員は、委員会条例第8条第1項の規定により、議長において次の9名の諸君を指名いたします。

9番 山田伸之君 10番 荒井眞理さん 12番 渡辺慎一君
13番 坂下善英君 14番 金田淳一君 16番 岩崎隆寿君
19番 近藤和義君 20番 竹内道廣君 21番 中川直美君

以上の9名であります。

ここで暫時休憩いたします。

午後 3時00分 休憩

午後 3時00分 再開

○議長（猪股文彦君） 再開いたします。

休憩中、佐渡市議会政治倫理に関する特別委員会において正副委員長が互選されましたので、ご報告いたします。

委員長 金田淳一君

副委員長 近藤和義君

以上であります。

日程第5 議案第72号

○議長（猪股文彦君） 日程第5、議案第72号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

三浦市長。

〔市長 三浦基裕君登壇〕

○市長（三浦基裕君） 議案第72号 人権擁護委員候補者の推薦について。

本案は、佐渡市の人権擁護委員、小橋敏磨氏の任期が令和元年9月30日をもって満了となるため、引き続き同氏を推薦することについて、議会の意見を求めるものでございます。

よろしくご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（猪股文彦君） ただいま議題となっております議案第72号については、佐渡市議会会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（猪股文彦君） 異議なしと認めます。

よって、議案第72号については、委員会の付託を省略することに決しました。
これより議案第72号 人権擁護委員候補者の推薦についての採決を行います。
本案は、同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（猪股文彦君） 異議なしと認めます。
よって、本案は同意することに決しました。
-

日程第6 議案第73号

- 議長（猪股文彦君） 日程第6、議案第73号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。
市長から提案理由の説明を求めます。
三浦市長。

〔市長 三浦基裕君登壇〕

- 市長（三浦基裕君） 議案第73号 人権擁護委員候補者の推薦について。
本案は、佐渡市の人権擁護委員、尾中美津代氏の任期が令和元年6月30日をもって満了となるため、引き続き同氏を推薦することについて、議会の意見を求めるものです。
よろしくご賛同賜りますようお願いいたします。

- 議長（猪股文彦君） ただいま議題となっております議案第73号については、佐渡市議会会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（猪股文彦君） 異議なしと認めます。
よって、議案第73号については、委員会の付託を省略することに決しました。
これより議案第73号 人権擁護委員候補者の推薦についての採決を行います。
本案は、同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（猪股文彦君） 異議なしと認めます。
よって、本案は同意することに決しました。
-

日程第7 議案第74号

- 議長（猪股文彦君） 日程第7、議案第74号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。
市長から提案理由の説明を求めます。
三浦市長。

〔市長 三浦基裕君登壇〕

- 市長（三浦基裕君） 議案第74号 人権擁護委員候補者の推薦について。
本案は、佐渡市の人権擁護委員、山本一夫氏の任期が令和元年6月30日をもって満了となるため、引き続き同氏を推薦することについて、議会の意見を求めるものです。
よろしくご賛同賜りますようお願いいたします。

○議長（猪股文彦君） ただいま議題となっております議案第74号については、佐渡市議会会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（猪股文彦君） 異議なしと認めます。

よって、議案第74号については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより議案第74号 人権擁護委員候補者の推薦についての採決を行います。

本案は、同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（猪股文彦君） 異議なしと認めます。

よって、本案は同意することに決しました。

日程第8 委員会の閉会中の継続審査の件

○議長（猪股文彦君） 日程第8、委員会の閉会中の継続審査の件を議題といたします。

各委員長からお手元に配付したとおり閉会中の継続審査等の申し出があります。

お諮りいたします。各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査等に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（猪股文彦君） 異議なしと認めます。

よって、各委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査等に付することに決しました。

○議長（猪股文彦君） これで本日の日程は全て終了しました。

ここで、市長から発言を求められておりますので、これを許します。

三浦市長。

〔市長 三浦基裕君登壇〕

○市長（三浦基裕君） 令和元年第4回市議会定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

まずは、本定例会に上程しました議案について議決いただき、ありがとうございました。御礼申し上げます。

一般質問では、農水産業政策による基幹産業の再生化、交通体系、観光振興、医療、福祉、教育の充実、エネルギー政策など、市政全般についてご意見をいただきましたが、それらを参考にしながら今後の政策につなげていきたいと思っております。

6月18日夜半に発生しました新潟・山形地震では、佐渡市でも震度4を観測し、沿岸部には微弱でございますが、津波が発生したと伝えられました。自然災害は、予測不能なものであり、それがゆえに日ごろからの準備がなお一層重要であることを再認識いたしました。現在市では、今回の津波注意報に係る避難情報のあり方や発信方法などについて検証しております。また、これから降雨時期における災害発生への備えに万全を期したいと考えております。市民の皆様には、ご自宅にある地域防災マップをごらんいただき、地震に限らず風水害などの自然災害におきましても、身近にどのような危険があり、その際どのような

な避難行動をとるべきかの再確認をいま一度していただきたいと思います。

今般無償貸し付けをお認めいただきました新穂潟上温泉につきましては、設備関係の試運転等、一定の準備が必要と思われませんが、7月早期に営業再開との意向を確認しております。入浴はもとより、健康増進や地域コミュニティの場としてご利用いただきたいと思います。

本議会冒頭でもお知らせいたしました、2020年東京オリンピック聖火リレーのルートに佐渡市も選ばれました。この聖火リレーが2020年の世界遺産登録に係る国内推薦の獲得と2022年登録への追い風になればと期待するものであり、市民の皆様を始め、関係機関や関係団体とともに、佐渡の魅力や佐渡らしさを発信できるよう準備していきたいと思います。

これから夏本番を迎えますが、市民の皆様におかれましては健康にご留意いただき、ますますご活躍されますようご祈念申し上げまして、本定例会の閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（猪股文彦君） 以上で会議を閉じます。

令和元年第4回6月佐渡市議会定例会を閉会いたします。

午後 3時09分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 猪 股 文 彦

副 議 長 中 川 直 美

署 名 議 員 上 杉 育 子

署 名 議 員 山 田 伸 之